

徳島県議会政策条例検討会議
結果報告書

令和5年2月3日

徳島県ワンヘルス推進条例（案）

動物由来感染症は、人のかかる感染症のうち約六割を占めている。動物由来感染症は、森林破壊や気候変動により野生動物及び媒介動物の生息する環境が変化し、人の生活圏と重なったことで、これらの動物の持つ病原体が人に感染するようになったものとされている。

このような状況の中で、動物由来感染症から人の健康を守るためには、動物の健康及び環境の健全性が重要であり、医師、獣医師、環境科学をはじめとする各学術分野の研究者及び関係機関が分野を越えて連携する「ワンヘルス（One Health）」への取組が世界的に求められており、その実践に向けた理念浸透が喫緊の課題となっている。

このため、ワンヘルスの理念浸透に向けた取組を推進することにより、県民及び県内で飼養され、又は生息する動物の健康並びに環境の健全性を一体のものとして守ることができる社会の構築を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、ワンヘルスの推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに医師、獣医師、環境科学をはじめとする各学術分野の研究者（以下「研究者」という。）及び関係機関の役割を明らかにするとともに、その推進に関する必要な事項を定めることにより、県民のワンヘルスへの理解の促進を図り、もってワンヘルス実践社会を構築することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「動物由来感染症」とは、動物から人へ感染する病気を総称したものをいう。

2 この条例において「媒介動物」とは、ダニ、蚊等の感染症を媒介する動物をいう。

3 この条例において「ワンヘルス」とは、人及び動物の健康並びに環境の健全性は一つのものであるとの理念をいう。

4 この条例において「健康」とは、身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。

5 この条例において「環境の健全性」とは、人、愛玩動物及び家畜をはじめとする人に飼養される動物並びに野生動物及び媒介動物の棲み分けが適切になされることにより、野生動物の生息環境が保全され、生物の多様性が保たれる状態にあることをいう。

6 この条例において「ワンヘルスの推進」とは、ワンヘルスの理念浸透に向けた取組の推進をいう。

7 この条例において「ワンヘルス実践社会」とは、県民及び県内で飼養され、又は生息する動物の健康並びに環境の健全性を一体のものとして守ることができる社会をいう。

8 この条例において「関係機関」とは、環境科学をはじめとする各学術分野からワンヘルスの推進に寄与する業務を行う機関をいう。

（基本理念）

第3条 ワンヘルスの推進は、人の健康には、動物の健康及び環境の健全性が相互に密接に関連していることが県民一人一人に理解されることを旨として、行わなければならない。

2 ワンヘルスの推進は、県、医師、獣医師、研究者及び関係機関が協力及び連携して行わなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ワンヘルスの推進に向けて、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- 一 県民へのワンヘルスに関する知識の普及啓発
- 二 県民のワンヘルスに関する活動の支援
- 三 野生動物の生息環境の保全
- 四 動物由来感染症に関する連携体制の整備
- 五 動物由来感染症の発生防止

(医師及び獣医師の役割)

第5条 医師及び獣医師は、基本理念にのっとり、動物由来感染症に関して県民へのワンヘルスの推進を図るとともに、県、研究者及び関係機関との情報共有に努めるものとする。

2 医師及び獣医師は、県の施策に協力するとともに、県、研究者及び関係機関と連携を取りながら、動物由来感染症の発生防止に努めるものとする。

(研究者及び関係機関の役割)

第6条 研究者及び関係機関は、基本理念にのっとり、ワンヘルスの推進への寄与が期待される知見について、県、医師及び獣医師との情報共有に努めるものとする。

2 研究者及び関係機関は、県の施策に協力するとともに、県、医師及び獣医師と連携を取りながら、動物由来感染症の発生防止に努めるものとする。

(ワンヘルス推進月間)

第7条 県民へのワンヘルスの推進を図るため、九月をとくしまワンヘルス推進月間とする。

2 県は、とくしまワンヘルス推進月間にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(ワンヘルスの推進に向けた体制整備)

第8条 県は、ワンヘルスの推進に関して、県、医師、獣医師、研究者及び関係機関の協力及び連携を図るため、その業務を統括する体制を整備するよう努めるものとする。

(ワンヘルスの推進に係る助言及び提案を行う場)

第9条 知事は、別に定めるところにより、医師、獣医師、研究者及び関係機関による専門的見地からのワンヘルスの推進に関する必要な助言及び提案を県に対して行う場を設けるものとする。

(財政上の措置等)

第10条 県は、ワンヘルスの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

検証結果報告書

条 例 名	徳島県消費者市民社会の構築に関する条例
総 括	
<p>本条例は、条例の基本理念を基に、様々な取組が行われ目的の推進を図っていると認められるが、今後の施策展開については、次の事項に十分留意した運用となるよう、引き続きその状況を調査するとともに、定例会等において、理事者に対し適宜注意喚起を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代を担う若者が新しい視点で地域の課題等の解決策を考えられるよう、学校教育の中でのエシカル消費教育を更に充実させること。 ・ 消費活動に関連する課題について、消費者や子どもが深く勉強や調査、意見発表ができるよう、エシカル消費の更なる啓発・教育の推進に取り組むこと。 	
ヒアリング結果（運用状況）	
実 施 策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「エシカル消費」の認知度向上 <ol style="list-style-type: none"> 1 各種啓発物や啓発動画の作成、並びにSNS（ツイッター「とくしまエシカル消費普及推進プロジェクト」）の活用、さらに、「消費者まつり」や「徳島ビジネスチャレンジメッセ」等の機会を活用し、情報発信・普及啓発活動を展開。 2 エシカル消費の実践に繋げるため、県民参加型の「SNSキャンペーン」を実施。 3 令和元年度、「パワープロモーション事業」として、条例第8条に基づく「徳島県消費者市民社会推進期間」を中心に、県内のタウン誌やフリーペーパー、県内自治体の広報誌に関連記事を一齐に掲載。さらに、12月には「認知度向上プロジェクト」として、映画館の幕間に、エシカル消費の動画を放映し、集中的に啓発活動を実施。 4 令和2年度、オンデマンド形式で公開した「地域×企業のためのSDGs実践セミナー」及びオンラインイベント「J E I エシカル・サミット&ウィーク」の徳島Dayにおいて、本県のエシカル消費に関する取組等について発信。 5 令和3年度、「とくしまSDGsシンポジウム2021」において、「エシカル消費」に関するパネルディスカッションを開催。 6 令和4年度、消費者庁新未来創造戦略本部が実施した実証結果を踏まえたスーパーマーケットのサッカー台へのエシカル消費に関する展示を実施するとともに、WEB広告やテレビCMなど、戦略的な「普及啓発一斉キャンペーン」を展開。 7 令和4年10月24日、25日の二日間にわたり、それぞれ「とくしまSDGsシンポジウム2022」「とくしま国際消費者フォーラム2022」を開催し、国内外の有識者等の参画のもと、エシカル消費の普及啓発に努める。 8 取組の成果を図るため、例年、県内の「エシカル消費」の認知度調査を実施。 ○ 「エシカル消費」に係る消費者教育 <ol style="list-style-type: none"> 1 徳島県消費者大学校大学院において、平成30年度から「エシカル消費コース」を開設し、生涯学習の機会を提供。 2 「エシカル消費」や「消費者志向経営」の取組からSDGsを学ぶデジタル教材「OUR（阿波）エシカルタウンでSDGsを学ぼう！」を作成（（公財）消費者教育支援センター「消費者教育教材資料表彰2021」

- で「優秀賞」を受賞)。
- 3 全ての公立高校(40校)に「エシカル消費」を研究・実践する組織「エシカルクラブ」を設置。現在も継続して取組を実施。
 - 4 「エシカルクラブ」では、各校の特色や強みをいかした取組が行われており、その成果をまとめた報告集を平成29年度から毎年作成し、県内外に配布。
 - 5 平成30年度に、「エシカル消費」の学習と推進活動に取り組む徳島県、静岡県、愛知県、鳥取県、愛媛県の高校生が徳島市に集まり、講演会、グループワーク、意見交換、取組発表などをおして、交流を深める「エシカルフェス」を開催。
 - 6 令和元年度には、地域の資源を有効に活用した体験プログラムを提案している三好市西祖谷山村徳善地区において、エシカル消費を体験するフィールドワークを実施。
 - 7 各校「エシカルクラブ」が自校の取組を紹介するポスターを制作し、イオンモール徳島や、すだちくんテラス、総合教育センター等でパネル展を開催。
 - 8 令和3年度には、全ての「エシカルクラブ」の取組を紹介する動画を制作し、広く公開。
 - 9 令和3年度に、各校の「エシカルクラブ」から意欲ある生徒が集まり、県全域をフィールドに、エシカル消費の推進に向けて活動することを目的に、「とくしま・エシカル高校生委員会」を結成。7校20名の生徒が、「商品調査部」「動画企画部」「商品開発部」「環境部」の4つの部門に分かれて活動を実施。
 - 10 令和元年度に、エシカル消費の推進に向けた「エシカル甲子園2019」を開催。令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、ハイブリッド型で開催した。4回目となる「エシカル甲子園2022」は令和4年12月に開催予定。
- 「エシカル消費」の実践に向けた機運醸成
- 1 平成29年7月、地方では初となるエシカル消費の推進母体「とくしまエシカル消費推進会議」を消費者、事業者、学校、行政等が参画する形で設置し、県の取組や施策の紹介、連携事業の実施、各会員の取組等についての情報交換や会員同士の交流を推進。
 - 2 平成29年7月から、エシカル消費の推進に取り組む県内関係事業者・団体の自主宣言を紹介するため、「エシカル消費自主宣言」事業者を募集。
 - 3 「エシカル消費自主宣言」を行った事業者等の中から、その推進に顕著な功績のある事業者等を表彰する「とくしまエシカルアワード」を平成30年度に創設し、これまでに5事業者を表彰(平成30年度受賞の(株)日誠産業は、国の消費者支援功労者表彰において「内閣府特命担当大臣表彰」も受賞)。表彰式は「徳島県消費者市民社会推進期間」に開催される「消費者まつり」において実施し、県民へ広く周知。
- 「消費者志向経営」の推進
- 1 平成29年10月、地方初の消費者志向経営推進組織として、事業者、消費者、行政等の9団体で構成する「とくしま消費者志向経営推進組織」を設立し、消費者庁とともに消費者志向経営を推進。また、令和2年10月には新たに2団体を追加し、連携を強化。
 - 2 消費者志向経営に取り組む県内事業者の中から、その推進に顕著な功績のある事業者を表彰する「徳島県消費者志向経営推進事業者表彰」を平成30年度に創設し、これまでに5事業者を表彰(令和元年度受賞の(株)広沢自動車学校は、国の消費者志向経営優良事例表彰において「内閣府特命担当大臣表彰」も受賞)。令和3年度の表彰式は、「消費者まつり」において実施し、県民へ広く周知。
 - 3 「消費者志向自主宣言」事業者の取組動画を作成し、県ホームページ

	<p>やSNSで広く発信。</p> <p>4 令和4年度には、県の中小企業向け融資制度である「地域連携企業支援資金」の融資対象に「消費者志向自主宣言」事業者を追加するとともに、「消費者志向自主宣言」に対する積極的な優遇策の導入について、国へ政策提言を実施。</p> <p>○全国への発信・展開</p> <p>1 全国自治体との連携を図り、エシカル消費に関する施策を全国各地で発展させるため、全国の自治体職員等を対象として、平成30年度に「エシカル消費自治体サミット」、令和元年度には「エシカル消費自治体ミーティング」を実施。さらに、令和2年度は「エシカル消費自治体リレー」として、エシカル消費に積極的に取り組む自治体との動画制作、令和3年度は、「とくしまSDGsシンポジウム2021」において「エシカル消費自治体交流セッション」を実施し、取組事例報告及び意見交換を行い、さらに、令和4年度には、エシカル消費に先進的に取り組む県外自治体の取組紹介、県内自治体の参加によるディスカッションを行う「エシカル消費自治体アイディアソン」を開催し、県内自治体の取組を推進。</p>
<p>成 果</p>	<p>1 県内におけるエシカル消費認知度については、令和3年度調査結果において「53.9%」となり、前年度比3.1ポイント増、また、類似の全国調査（令和元年度）結果「12.2%」を大きく上回る状況となった。</p> <p>2 県内事業者等へ普及啓発を実施することにより、令和3年度末時点で、「エシカル消費自主宣言」事業者数は、平成31年3月末の34社から17増の51事業者、また、「消費者志向自主宣言」事業者数は、前年度比27増の63事業者（全国計303事業者）となった。</p> <p>3 「エシカルクラブ」の取組が地元の新聞に取り上げられるなど、エシカル消費の周知を進めることができた。</p> <p>4 「エシカルクラブ」の活動を通して、高校生が主体的に「エシカル消費」の推進に取り組むなど、実践力の育成が図られた。</p> <p>5 地域と学校との連携が強化され、学習への様々な支援を受けることができた。</p> <p>6 高校生が様々なイベントで活躍することにより、地域の活性化に繋がった。</p> <p>7 高校生に、消費者市民としての意識が醸成された。</p> <p>8 高校生が「エシカル消費」を研究することにより、批判的思考力や適切な意思決定力を身に付けることができた。</p> <p>9 エシカル消費の推進に積極的に取り組んでいる高校が全国から徳島県に集い、その取組に関する発表を行うことにより、エシカル消費の推進を全国に発信し、消費者市民社会の実現に向けて行動する意識の高揚を図ることができた。</p> <p>10 「エシカル甲子園2021」については、日本経済新聞、朝日新聞の全国版に記事が掲載されたり、BSよしもとの新番組で全国放送されたりするなど、全国的に広く周知することができた。</p> <p>11 国の消費者支援功労者表彰において「内閣総理大臣表彰」を平成30年度に徳島商業高等学校が、令和4年度に阿南支援学校が受賞した。</p> <p>12 2021年度第7回ACAP消費者志向活動表彰において、那賀高等学校が「選考委員奨励章」を受賞した。</p>
<p>課 題</p>	<p>1 「エシカル消費自主宣言」事業者の認知度向上や、県民のエシカル消費認知度の更なる向上等により、エシカル消費の更なる推進を図り、実践につなげる機運を醸成する必要がある。</p> <p>2 「消費者志向経営」の推進に向けては、社会的認知度の向上やインセンティブ制度の導入等により、「消費者志向自主宣言」事業者の更なる拡大を図る必要がある。</p>

	<p>3 新型コロナウイルス感染症により、学校において「新しい生活様式」を踏まえた教育活動を展開する必要がある。</p> <p>4 「エシカル消費」の普及のため、そのシンボルとなる「エシカル甲子園」の更なる周知が必要である。</p>
<p>今後の 取組</p>	<p>1 消費者庁新未来創造戦略本部や「とくしまエシカル消費推進会議」、「とくしま消費者志向経営推進組織」の構成団体をはじめとする関係機関・団体と連携し、各種取組を推進する。</p> <p>2 引き続き、県民参加型の啓発活動や各種広報媒体を活用した戦略的な発信を行い、エシカル消費の推進に努める。</p> <p>3 引き続き、消費者庁新未来創造戦略本部、地域等と連携を図り、取組を推進していく。</p> <p>4 「エシカルクラブ」「エシカル甲子園」とともに、更なる周知に努める。</p>

主なヒアリング内容

確認事項（委員）	説明（執行部）
<p>① 徳島SDGsシンポジウム2022及び徳島国際消費者フォーラム2022について、コロナ禍でどのような形態でどのような内容のイベントをするのか。</p>	<p>① どちらのイベントも会場参加とライブ配信のハイブリット方式で開催予定。徳島SDGsシンポジウム2022の内容は、エシカル消費のパネルディスカッション、サステイナブルファッションショーを予定している。</p> <p>徳島国際消費者フォーラム2022の内容は、世界のエシカル消費トップリーダーとのセッション、ASEAN諸国と本県との若者による未来セッション、本県のとくしま・エシカル高校生委員会の事例発表を予定している。</p>
<p>② 令和4年度に徳島県立阿南支援学校が消費者支援功労者表彰で内閣総理大臣表彰を受賞しているが、これについて内容を教えて欲しい。</p> <p>（要望） 次世代を担う方々が新しい視点で解決策を考えていくという、非常に良いエシカル教育になると思うので、学校教育の中でのエシカル消費教育を更に充実させてもらいたい。</p>	<p>② 本条例が制定された平成30年度から同校では地元特産の竹の竹林再生活動に取り組んでおり、放置竹林の竹を地元のNPO法人と協力して竹和紙や竹パウダーなどに再生し、竹パウダーは防災用の簡易トイレに使用するなどの取組を行っている。</p>
<p>③ 地産地消や脱炭素といった消費活動に関連する課題について、現場ではどのような取組をしたのか。</p> <p>（要望） 消費活動に関連する課題について、消費者や子どもが深く勉強や調査、意見発表ができるエシカル消費の啓発・教育をしてもらいたい。</p>	<p>③ 地産地消や脱炭素などの取組はエシカル消費の一つの行動として捉えることができると考えており、各スーパーに食品ロスの啓発等を進めている。</p> <p>エシカル消費を推進するために、周知・啓発、行動を促すような取組を進めている。</p> <p>また、全公立学校にエシカルクラブを設置し、エシカル消費の教育、活動を行っている。</p>